

訪問看護運営規程

【齊藤病院訪問看護ステーション】

訪問看護及び介護予防訪問看護
齊藤病院訪問看護ステーション運営規程

【事業の目的】

第1条

医療法人豊寿会が運営する齊藤病院訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者が（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護等の提供を目的とする。

【運営の方針】

第2条

1. 指定訪問看護の提供に当たって、齊藤病院訪問看護ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した住宅療養が継続できるように支援する。
2. 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、齊藤病院訪問看護ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
3. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

【事業所の名称等】

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称：齊藤病院訪問看護ステーション
- ② 所在地：愛知県豊田市四郷町森前南 33-10

【職員の職種、員数及び職務の内容】

第4条

訪問看護に従事する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：1名
管理者は、ステーションの看護職員等の管理及び事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。
- (2) 看護職員：3名以上（内、常勤2名以上）
看護職員は、正看護師・准看護師・保健師・助産師とする。
訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供に当たる。
- (3) 理学療法士等：必要に応じて配置する。
理学療法士等が提供する指定訪問看護等については、当該計画書及び報告書を看護職員（准看護師を除く）と理学療法士等が連携して作成する。
- (4) 事務職員：適当数
事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

【営業日及び営業時間】

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日：月曜日から金曜日までとする。
※ただし、法人の定めた日、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間：午前9時から午後5時までとする。
- ③ 電話等により、営業時間内は連絡が可能な体制とする。

【事業の内容】

第6条

事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ 認知症患者の看護
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導
- ⑧ その他医師の指示による医療処置

【利用料等】

第7条

1. 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
2. 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護等に要した交通費は、その実費を徴収する。
なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり10円とする。
3. 死後の処置料は、15,000円とする。(エンゼルキット代を含む)
ガーゼ寝間着を希望される場合には、別途3,960円とする。
4. 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

【通常の事業の実施地域】

第8条

通常の事業の実施地域は、豊田市の以下の中学校区域とする。

井郷中学校区、猿投中学校区、猿投台中学校区、藤岡南中学校区、保見中学校区、石野中学校区、藤岡中学校区、小原中学校区

それ以外の地域については、要相談とする。

【緊急時等における対応方法】

第9条

1. 指定訪問看護等の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
2. 看護職員等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告する。

【訪問看護の提供方法】

第10条

事業者は、指定訪問看護等に係る重要事項説明書への同意を利用者またはその家族から得て、利用者と事業者との間の指定訪問看護等の提供に係る契約

(以下「訪問看護契約」という。)を締結した後、前記第2条「運営の方針」の下に、利用者に対し、以下のように訪問看護等を提供する。

- ① 主治医の文書による指示
事業者は、指定訪問看護等の提供の開始に際し、主治医による指示を文書（訪問看護指示書）で受ける。
- ② 訪問看護計画の原案の作成
看護職員等が、主治医の指示および心身の状況を踏まえて、訪問看護計画（療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した書面）の原案を作成する。
居宅サービス計画が作成されている場合には、それに沿って、訪問看護計画の原案を作成する。
- ③ 利用者の同意
看護職員等が、訪問看護計画の原案について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。
- ④ 訪問看護計画書の利用者への交付
看護職員等が、利用者の同意を得た訪問看護計画書を利用者に交付する。
- ⑤ 訪問看護計画書の主治医への提出
事業者は、訪問看護計画書を定期的に主治医に提出する。
- ⑥ 訪問看護の提供
事業者は、主治医と密接な連携を図りながら、訪問看護計画書に基づいて、医学の進歩に対応した適切な看護技術をもって指定訪問看護等の提供を行う。
指定訪問看護等の提供にあたっては、利用者またはその家族に対し、療養上必要な事項について分かりやすく説明する。
指定訪問看護等の提供にあたる看護職員等は、身分証を携行し、初回訪問時および利用者またはその家族から求められたときは、これを提示する。
- ⑦ 訪問看護報告書の作成および主治医への提出
看護職員等は、訪問看護報告書（訪問日に提供した看護内容等を記載した書面）を作成し、定期的に主治医に提出する。
- ⑧ 訪問看護の実施状況の把握等
事業者は、訪問看護報告書（訪問日に提供した看護内容等を記載した書面）を作成し、定期的に主治医に提出する。

⑨ 訪問看護を担当する職員

それぞれの利用者の指定訪問看護等を担当する職員は、事業所において定める。

【訪問看護契約の契約期間】

第 11 条

訪問看護契約の契約期間は、訪問看護契約で定めた日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとする。

契約期間の満了により、訪問看護契約は終了する。ただし、契約期間満了日までに、利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合は、同一の条件で契約は自動更新されるものとする。更新後も同様とする。

【訪問看護契約の終了】

第 12 条

1. 【訪問看護契約の当然終了】

契約期間中であっても、訪問看護契約は、次に掲げる事由によって当然に終了する。

- ① 利用者の要介護状態区分が、自立「非該当」と判定された場合
- ② 主治医が訪問看護の必要性がないと認めた場合
- ③ 利用者が介護老人福祉施設、介護老人保健施設もしくは療養病床に入所または入院した場合
- ④ 利用者が認知症対応型共同生活介護の利用を開始した場合
- ⑤ 利用者の死亡
- ⑥ 事業所の滅失又は重大な毀損により、訪問看護の提供が不可能になった場合
- ⑦ 事業所が介護保険法に基づきその指定を取り消された場合

2. 【利用者の契約解除による終了】

利用者は、事業者に対し、訪問看護契約を終了させる日から起算して1ヶ月前までに解除を申し入れることにより、契約を終了させることができる。

ただし、利用者は、次に掲げるいずれかの場合には、解除の申し入れにより、直ちに本契約を終了させることができる。

- ① 利用者が入院した場合
- ② 事業者は訪問看護契約に定めるその義務に違反した場合
- ③ その他やむを得ない事由がある場合

3. 【事業者の契約解除による終了】

事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、訪問看護契約を解除することができる。

- ① 利用者が利用料等の支払いを2ヶ月以上遅滞し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その期間内に支払いをしなかった場合
 - ② 利用者またはその家族などが、事業者やサービス提供の従事者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為・背信行為を行った場合
 - ③ 利用者またはその家族などが、事業所や事業者のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどのハラスメント行為（身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメント）を行った場合
- ※文書で通知することにより、即座にサービスを終了することができる。

4. 【その他の事由】

天災（台風・地震・津波・積雪・凍結）等の災害で、特別警報・暴風警報が発令された場合に、事業者の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には中止または中断することができる。

【守秘義務および個人情報の取扱】

第13条

1. 【守秘義務】

事業者は、その職員または職員であった者が、指定訪問看護等を提供する上で知り得た利用者またはその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏洩しないように、必要な措置を講ずる。契約が終了した後も同様とする。

2. 【個人情報の取扱】

事業者は、利用者またはその家族等の個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」その他関連法令を遵守して適切に取り扱う。

その他、齊藤病院訪問看護ステーション 個人情報取扱マニュアルに準ずる。

【苦情等への対応】

第14条

苦情受け付け窓口として、指定訪問看護等に関する相談、要望、苦情などは下記にて対応する。

(1) 事業所窓口

< 齊藤病院訪問看護ステーション >

電話番号：0565-47-2320

F a x：0565-47-2321

受付時間：月曜～金曜日 9：00～17：00

担 当：管理者

<医療法人豊寿会 齊藤病院>

電話番号：0565-44-0033

F a x：0565-44-0071

受付時間：月曜～金曜日 9：00～18：45

土曜日 9：00～11：45

担 当：苦情相談窓口

(2) 外部相談窓口

<豊田市役所 介護保険課>

電話番号：0565-34-6961

<愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉課>

電話番号：052-971-4165

【事故発生時の対応】

第 15 条

1. **【緊急連絡その他必要な措置】**

事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに、主治医、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2. **【損害賠償】**

事業者は訪問看護契約に定めるその義務に違反し、これによって利用者に損害を生じさせたときは、事業者は、利用者に対し、その損害を速やかに賠償する。ただし、事業者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、事業者は、損害を賠償する責任を負わないものとする。

【感染防止対策】

第 16 条

「感染症対策マニュアル」を作成し、責任者を定めておくとともに、定期的に研修会を実施し感染対策を行う。

また、感染症対策委員会は医療法人豊寿会齊藤病院の感染症対策委員会と同様のものとする。

【身体拘束について】

第 17 条

1. 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
2. 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その対応及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

【虐待の防止のための措置に関する事項】

第 18 条

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① 訪問看護における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、看護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
また、訪問看護における虐待の防止のための対策を検討する委員会は、医療法人豊寿会齊藤病院における高齢者虐待防止・身体拘束委員会と同様のものとする。
- ② 訪問看護における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 訪問看護において、看護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 2 回以上）実施すること。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

【業務継続計画（BCP）の策定等】

第 19 条

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画（BCP）」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

【その他運営についての留意事項】

第 20 条

1. 事業者は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - ② 継続研修 年2回
2. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人豊寿会齊藤病院の運営規程に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和6年12月1日から施行する。